**様式５（新規）**

令和　　　年　　　月　　　日

見　積　書

全国健康保険協会　東京支部長　殿

所在地

　医療機関名

㊞

代表者氏名

見積件名：特定保健指導業務委託

全国健康保険協会が実施する特定保健指導について、下記のとおり見積りいたします。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 支援区分 | １人当たり委託料単価（税抜）※１、※７ | 請求の条件　※２、※３ |
| 動機付け支援（動機付け支援相当） | 健診当日に、初回面談を一括して実施する場合（※５） | 初回時の面談による支援終了後に委託料単価の8/10を請求し、残額の2/10は実績評価終了後に請求。 |
| 　　　　　　　　　　　円 |
| 健診日の翌日以降に、事業所等へ訪問して初回面談を実施する場合 |
| 円 |
| 初回面談を分割して実施する場合（※６） |
| 　　　　　　　　　　　円 |
| 遠隔面談により初回面談を実施する場合 |
| 円 |
| 後日対象者を呼び出して実施する場合 |
| 円 |
| 積極的支援 | 健診当日に初回面談を一括して実施する場合（※５） | 初回時の面談による支援終了後に委託料単価の4/10を請求し、残額の6/10（内訳としては３ヶ月以上の継続的な支援が5/10、実績評価が1/10）は実績評価終了後に請求。なお、３ヶ月以上の継続的な支援実施中に脱落等により終了した場合は、委託料単価の5/10に、実施済みポイント数の割合を乗じた金額を請求。（※３）ただし、実施済みポイントが180を超えている場合は5/10全額を請求。 |
| 円 |
| 健診日の翌日以降に、事業所等へ訪問して初回面談を実施する場合 |
| 円 |
| 初回面談を分割して実施する場合（※６） |
| 円 |
| 遠隔面談により初回面談を実施する場合 |
| 円 |
| 後日対象者を呼び出して実施する場合 |
| 円 |

※１　委託料単価には、交通費、通信費、消耗品代、仕様書で定めた報告書を作成するための経費、システム開発経費、その他事務経費を含む。

※２　委託料は、上表の１人当たり委託料単価(税抜)に消費税法第28条第１項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づく消費税等額を加えた額とする。(ただし、消費税等額に1円未満の端数が生じた場合には、これを四捨五入した額とする)

※３　特定保健指導の各回の支払額が分割比率の関係で小数点以下の端数が生じる場合は、四捨五入により１円単位とする。

※４　継続的支援の期間が３ヶ月未満の場合も実施済みポイント数の割合を乗じた金額を支払う。

※５　「健診当日に、初回面談を一括して実施する場合」とは、健診当日に検査結果を全て揃えて階層化を行い、初回面談を完了する方法とする。

※６　初回面談を分割して実施する際、やむを得ず初回面談２回目（以下「初回面談②」という。）が実施できなかった場合、受託機関が対象者に初回面談１回目（以下「初回面談①」という。）を実施する前に初回面談②を受けるよう説明しており、かつ以下のいずれかに該当する場合は、協会支部は「初回未完了」として受託機関に初回面談分を全額支払うこととする。

ア．初回面談②を実施する前に対象者が資格喪失した場合。

イ．初回面談②を実施するために、電話や文書送付等の方法を用いて、対象者に複数回連絡を取ろうと試みたが、連絡が取れなかった場合。

なお、実施した連絡等の事蹟は、特定保健指導記録データの初回面談①情報に記載すること。

ウ．初回面談①を実施後、電話等により対象者と連絡が取れたものの、対象者が初回面談②の実施を拒否した場合。この場合であっても当該電話等において、行動計画を完成させる（初回面談②を終了させる）よう試みること。また、その事蹟は、特定保健指導記録データの初回面談①情報に記載すること。

※７　実施しない初回面談実施方法の委託料単価欄には、“－”を記入する。

※８　振込口座は、生活習慣病予防健診費用の振込口座と同一とする。

以上